

令和4年度(2022年度) 学習用パソコンの取扱いについて

佐賀県教育委員会



学習用パソコンの主な仕様

- メーカー：富士通株式会社
- OS：Windows 10 Education 64bit
- Office：Office 365 ProPlus
(Word、Excel、PowerPointなど)
- ディスプレイ：10.1型ワイド
- 取り外し可能なキーボード付き
- カメラ及び無線LAN内蔵
- バッテリー駆動時間：約10時間
- 専用ペン、キャリングケース付き

※在籍期間中に異なる機種に変更する場合があります。

学習用パソコンの 生徒への無償貸与について

- 県立学校では、生徒が1人1台学習用パソコンを使用する環境を整備しています。全県立学校で、普通教室に各1台設置されている電子黒板と学習用パソコンを連携させた授業が実施可能な環境があり、県立学校の特性にあわせたICT活用教育を進めています。
- 令和4年度に県立学校に入学される新一年生が使用する学習用パソコンは、佐賀県から無償貸与されます。
貸与された学習用パソコンは、県立学校在学中に限り使用でき、卒業時には佐賀県に返却していただきます。返却後は、別の生徒に引き続き貸与しますので、大切に使用してください。

デジタル教材の購入について

- 学習用パソコンで使用するデジタル教材については、紙の副教材と同様に、保護者に購入していただけます。
- 保護者に購入していただく教材としては、問題集や資料集、自己学習用の個別学習ソフト、辞書ソフト、電子版新聞等を予定しています。
- 使用するデジタル教材については、それぞれの県立学校で選択されます。
- デジタル教材購入費については、紙の副教材と同じように保護者納付金等でお支払いいただきます。保護者納付金等については、入学式当日に現金で納付していただきますが、県立学校により異なる場合もありますので、各県立学校の説明に基づき、支払ってください。

学習用パソコンの使用について

■ 使用全般について

- ・ 学習用パソコンは、県立高校及び県立高校外（自宅等）で使用できます。
- ・ 学習用パソコンは、毎日自宅に持ち帰ってください。
- ・ 学習用パソコンは、毎日自宅で充電し、忘れずに持参してください。
- ・ 持ち運びの際は、学習用パソコンとキーボードを一体として付属の専用ケースに入れてください。
- ・ 学習用パソコンは、学習活動以外での使用は控えてください。
- ・ 学習用パソコンは、許可された使用者（生徒本人）以外は使用しないで下さい（生徒同士の貸し借りもできません）。
- ・ 学習用パソコン一式（本体、キーボード、専用ペン、ACアダプター、専用ケース）は、破損や紛失等しないように生徒本人で適切に管理してください。
- ・ 学習用パソコンのパスワードについては、他人に見られないようにしっかり管理してください。（パスワードのメモ紙をパソコンに貼らない）
- ・ 貸与規程（P4、質問14参照）を遵守してください。

■ 故障、紛失、盗難等の場合の取扱いについて

対応について

- ・ 破損、紛失した場合などは速やかに担任の先生に連絡してください。事象ごとに必要書類や手続きが異なりますので、県立高校の指示に従ってください。
- ・ 特に、パソコン本体を紛失したり盗難されたりした場合は、内部のデータを保護しセキュリティを保持するためにパソコンをロックする必要がありますので、判明したら直ちに報告してください。
- ・ 借り受けた学習用パソコン等を紛失した場合、県立高校への報告、警察への届け出等を速やかに行っていただくとともに、通学経路となっている交通機関、立ち寄った場所、自宅など、心当たりを探してください。身近な場所から発見されることが多くあります。きちんと探すとともに、発見した場合は必ず県立学校に申し出てください。

費用負担について

- ・ 故障した場合、通常の使用による故障及び軽微な過失による故障、紛失、盗難などに係る原状回復費用については、佐賀県が負担します。
- ・ 故障、紛失、盗難が、**故意または重大な過失によるものと認められる場合には**、使用者（生徒）（保護者が連帯して責任を負う）に原状回復費用を負担していただきます。

故障や破損を防止するために

- ▲ 必ず専用ケースに入れてください。
- ▲ 床に置いたり、物をのせたりしないでください。
- ▲ 本体とキーボードの間に物をはさまないでください。

学習用パソコンについてのご質問

質問 1. 学習用パソコンの充電は学校ではなく自宅でののでしょうか。

A：学習用パソコンは生徒が持ち帰り、個人の学習用として自宅でも活用いただくことを想定して整備しています。このため、自宅での充電をお願いしています。

質問 2. 学習用パソコンの充電をし忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか。

A：学習用パソコン本体を忘れて、充電を忘れてきた生徒に対しては、ほかの教材の場合と同じように持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。そのうえで、予備の学習用パソコンを貸与するなど学習に支障がないように対応します。

質問 3. 自宅で新たにインターネットを契約する必要がありますか。

A：新たに契約する必要はありませんが、インターネット環境がある家庭では、接続して使用することは可能です。特に佐賀県では、生徒一人1台の学習用パソコンを活用し、学校と自宅等を結んだオンライン授業に積極的に取り組んでいます。また、学習用パソコンは、家庭で使用する場合でも、不適切なサイトへのアクセスは制限するよう設定されています。

質問 4. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか。

A：学習用パソコンには、子どもが安心して使えるように、不適切なサイトやSNSへのアクセスを制限するフィルタリングソフト、ウイルス感染を防ぐウイルス対策ソフトなど、セキュリティに関する対策を行っています。また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

質問 5. 学習用パソコンは個人的な旅行に持って行ってもよいですか。

A：原則、個人的な旅行への持ち出しは認めませんが、修学旅行や研修等の際の持ち出しは学校長が判断します。ただし、国内での使用を前提としていますので、海外に持っていくことはできません。使用にあたっては、県立高校の指導に従いながら、紛失・盗難等に気を付けてください。

質問 6. 学習用パソコンが壊れてしまった場合は、パソコンを使う学習についてはどうなりますか。

A：修理期間中、県立高校では、予備の学習用パソコンを使用することができます。貸与する学習用パソコンを変更することで自宅での使用もできますので、学習活動に支障はありません。

質問 7. 兄弟等が学習用パソコンとして使用していたものを引き続き使いたいのですが、可能でしょうか。

A：平成30年度入学生からは、県が整備する学習用パソコンを貸与し、使っていただくこととしています。

質問 8. 保護者が負担するデジタル教材の購入費用の支払方法についてはどのような方法がありますか。

A：お支払については、学校により異なる部分もありますが、基本的には紙の副教材と同じように保護者納付金等で一括、もしくは分割で支払う形となります。

また、生活保護世帯については、教材購入に必要な費用は保護費の支給対象になりますので、お近くの福祉事務所へご相談ください。

質問9. 学習用パソコンは家族が使用してもいいですか。

A：学習用パソコンは、生徒が学習活動に使用するため貸与されているものであり、生徒本人以外は使用できません。

質問10. バッテリーが消耗した場合はどうなりますか。

A：バッテリーは消耗品のため、長期間使用していると充電可能なバッテリー容量が減少し、使用できる時間が短くなるなどの現象がおきます。学習に支障がある場合は申し出てください。学習用パソコンのバッテリーの状況を確認し、貸与する学習用パソコンを変更したりバッテリー交換を行います。

質問11. バッテリーの消耗を防ぐためにはどうしたらよいですか。

A：バッテリーは、使用の仕方でも消耗を防ぐことができますので、以下を参考としてください。

- 1 満充電（残量100%の状態）でACアダプタをつないだままにしない。
ACアダプタをつないだままバッテリー残量100%の状態でも長時間の使用や放置は控えてください。（充電状態は、充電ランプで確認できます。）
- 2 残量0%の状態でも放置しない。
バッテリー残量が0%の状態でも長期間放置しないでください。しばらく使わない場合でも、定期的に充電し、残量が、30%から50%の状態を保つようにしてください。また、長期間ACアダプタを使用しない場合は、安全のため、電源ケーブルをコンセントから抜いてください。
- 3 バッテリーを高温の環境にさらさない。
直射日光があたる自動車のダッシュボードや車内、暖房の前など、高温になる場所には放置しないでください。

質問12. 学習用パソコンを壊したり紛失したりすることが心配です。

A：貸与された学習用パソコンは生徒が適切に管理する必要があります。学習用パソコンを床に置かない、目の届かないところに置かない等、十分に注意してください。破損・紛失した場合は、速やかに担任の先生に報告してください。

質問13. 貸与規程とはどのようなものですか？どこで確認できますか。

A：貸与規程は、学習用パソコンを生徒に貸与するにあたって、定めた取り決めで遵守いただく必要があります。本文のみ次頁に掲載しておりますので、ご参照ください。様式等含めたものについては、県庁ホームページ<http://www.pref.saga.lg.jp/>でご確認ください。

(目的)

第1条 この規程は、ICTを利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、佐賀県立学校（以下、「県立学校」という。）に在籍する生徒に対して学習用パソコン等の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学習用パソコン」とは、タブレットとして使用できるキーボード付きパーソナルコンピュータで、県立学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下、「貸与物品」という。）は、学習用パソコン及びその使用のために必要な付属品とする。

(貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、県立学校（通信制課程を除く。）に在籍する生徒とする。

(事務)

第5条 佐賀県教育庁教育総務課長（以下、「教育総務課長」という。）は、生徒の在籍する県立学校を通じて、貸与物品を貸与する。

2 教育総務課長は、県立学校の学校長（以下、「学校長」という。）に、学校における貸与に関する事務を行わせるものとする。

(管理)

第6条 教育総務課長及び学校長は、貸与状況を常に明らかにするために貸与台帳を備えなければならない。

2 学校長は、貸与状況に異動が生じたときは貸与台帳に記載するとともに、教育総務課長に通知し、教育総務課長が管理する貸与台帳への記載を依頼するものとする。

(貸与期間)

第7条 貸与物品の貸与の期間は、貸与決定日から卒業認定日前3ヵ月以内の各学校長が定める日までとする。

(貸与料)

第8条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

(貸与の申請)

第9条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書（様式第1号）を教育総務課長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第10条 教育総務課長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

2 教育総務課長は、前項により貸与を決定したときは、佐賀県学習用パソコン等貸与決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(受領書)

第11条 貸与物品の貸与を受けた者（以下、「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、教育総務課長へ物品受領書（様式第3号）を提出しなければならない。

(貸与物品の変更)

第12条 教育総務課長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、佐賀県学習用パソコン等貸与物品変更通知書（様式第4号）により、利用者へ通知するものとする。

2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。

(貸与物品の取扱)

第13条 利用者は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。

(4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。

(5) 各学校長が別に定める学習用パソコン利用規約等に反する行為を行うこと。

(6) その他学習用パソコン等貸与の目的及び貸与決定書に記載される遵守事項に反すること。

3 利用者は、教育総務課長又は学校長から貸与物品の運営管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(充電に係る経費)

第14条 学習用パソコンの充電に係る経費は、利用者の負担とする。

(亡失又は損傷の届出)

第15条 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を教育総務課長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(決定の取消し)

第17条 教育総務課長は、第7条の貸与期間中であっても次の各号の一に該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が、県立学校の生徒でなくなったとき。
- (3) 利用者が、第13条の規定に違反したとき。
- (4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 教育総務課長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、佐賀県学習用パソコン等貸与決定取消通知書（様式第6号）により、利用者へ通知するものとする。

(貸与物品の返却)

第18条 利用者は、第7条により学校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、第17条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第19条 利用者の親権者又は未成年後見人は、本貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

学習用パソコンの貸与手続きについて

■ 学習用パソコンの貸与を受けるための必要な手続

- ① 「佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書(様式第1号)」に必要事項をご記入のうえ、各県立学校が指定する日までに各県立学校にご提出ください。
- ② 審査後、各県立学校から「佐賀県学習用パソコン等貸与決定通知書(様式第2号)」が配布されます。「貸与決定通知書」は在学中は大切に保管をしてください。
- ③ 学習用パソコン受取後、「物品受領書」を各県立学校にご提出ください。

※学習用パソコンを貸与する際、各県立学校で、基本的な操作方法、使用時の注意点等について説明会の開催を予定しています。

■ 学習用パソコン貸与スケジュール

	学習用パソコンの貸与を受けるための手続き
3月中旬～下旬 (各県立学校が指定する日)	① 「佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書」を県立学校に提出
4月 (入学式以降で各県立学校が指定する日)	② 「佐賀県学習用パソコン等貸与決定通知書」を受領 ③ 学習用パソコン等を受取 ※受取後、「物品受領書」を県立学校に提出

■ 学習用パソコン等借受申請書及び承諾書の記入例

様式第1号 (第9条関係)

記入例

佐賀県学習用パソコン等借受申請書及び承諾書

佐賀県教育庁教育総務課長 様

新入学は入学日

令和〇〇年4月10日

佐賀県学習用パソコン等貸与規程第9条の規定により、学習用パソコン等を利用したいので、次のとおり保護者連署をもって申請します。

なお、利用にあたっては、裏面の貸与条件及び佐賀県学習用パソコン等貸与規程を遵守します。

申請者は生徒本人となります。

申請者 (利用者)	住 所 佐賀市〇〇町〇〇番〇〇号 (ふりがな) さが まなぶ 氏 名 佐賀 学 ※署名は必ず本人が行ってください。
申請者が在籍 (予定)の学校	佐賀県立 佐賀高等 学校
親権者又は 未成年後見人	住 所 同上 (ふりがな) さが たろう 氏 名 佐賀 太郎 ※署名は必ず本人が行ってください。 電話番号 0952 (〇〇) △△△△ 申請者との関係 (父)

※お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

申請者(生徒)、親権者等(保護者)はそれぞれ自署してください。